

第2次 多可町生涯学習推進基本計画(案)

<パブリックコメント資料>

令和2年1月

多 可 町

目 次

はじめに	1
1. 第2次多可町生涯学習推進基本計画改定にあたって	1
2. 計画の期間	2
第1章 基本的な考え方	3
1. 基本方針	3
2. 第1次多可町生涯学習推進基本計画の検証・見直し	3
3. 基本目標	4
4. 施策の体系	5
5. 推進体制	7
第2章 施策の方向と内容	8
基本目標1 学ぶ意欲を支援する学習環境づくり	8
主要施策1. 広報・啓発活動の充実	8
主要施策2. 生涯学習相談の充実	9
主要施策3. 生涯学習施設の整備・充実	10
主要施策4. 学習関連施設の活用・連携	10
基本目標2 仲間と学べる学習機会の充実	12
主要施策1. 学習プログラム（活動）の活性化	12
主要施策2. 新しいニーズへの取り組み	13
主要施策3. 生涯学習の和（輪）の広がり	13
主要施策4. 生涯学習支援のネットワーク化の推進	14
主要施策5. 生涯学習情報の整理・調査・分析	14
主要施策6. 地域と学校との連携・協働	15

基本目標 3 次代を担う人材の育成	-----	16
主要施策 1. 新たな人材の発掘・研修・育成	-----	16
基本目標 4 地域ぐるみの仕組みづくり	-----	18
主要施策 1. 学習成果が活かされる仕組みづくりの推進	-----	18
主要施策 2. 住民の主体的な学習活動の推進	-----	19
主要施策 3. 団体・地域の魅力づくりの推進	-----	19

資料編	-----	20
1. 多可町生涯学習推進協議会設置要綱	-----	21
2. 多可町生涯学習推進本部設置要綱	-----	22
3. 多可町生涯学習推進協議会委員名簿	-----	24
4. 多可町生涯学習推進本部会議推進員名簿	-----	25
5. 多可町生涯学習推進基本計画策定の経過	-----	26
6. 用語解説	-----	28

はじめに

1. 第2次多可町生涯学習推進基本計画改定にあたって

多可町では「天たかく 元気ひろがる 美しいまち 多可」を基本理念として、「私たちのまちは 私たち一人ひとりが創る」基本姿勢のもと「子どもの元気な声があふれ、生涯にわたる笑顔で暮らせるまち」の実現を目標の一つとして、まちづくり、ひとづくりを進めてきました。

しかしながら、社会環境や経済状況の変化は激しく、とりわけ人口減少、超高齢化等による地域を取り巻く環境の変化や家族形態の変化がさらに進みました。

また、一方では「人生 100 年時代」、「人工知能社会」というような新たな社会変化が起こってきています。

本町では、第1次生涯学習推進基本計画において、多可町のまちづくりの基本理念を基に教育基本法が示す生涯学習の理念の「国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」を踏まえ、町民一人ひとりが変化し続ける社会に対応していくためには、生涯にわたって学び続けることが大切であること、そして町民一人ひとりが自分の人生を充実したものにするためには、自ら学習しようとする意欲の高揚を図る必要があることなど、生涯学習の意義・役割等の啓発、学びの機会や成果を生かす等の環境整備、また、それらを推進する体制づくりを進めてきました。

10年が経過する中で人間関係の希薄化や少子・高齢化等を背景にした家族形態の変化により、これまでの地域社会のつながりや支え合いによるセーフティネット機能の低下が新たな課題となってきました。

また、さらなる急激な社会や地域の変化（「人口減少社会」「団塊世代の後期高齢者急増問題」「格差社会」「地域共生社会」）や自然環境の変化（「大規模災害多発」）等に対して多可町としてどうしていくかということは避けることができない大きな課題です。

このことは将来にわたりわが町多可町が持続できるか、できないかという厳しい現実もはらんでいます。

このように解決が求められる課題が山積する将来に対し『多可町総合計画』で示されている「まちづくりの基本姿勢」である“私たちのまちは 私たち一人ひとりが創る”という姿勢は、まさに生涯学習の理念である住民一人ひとりの豊かな人生につながるものであるともいえます。そのカギは私たち住民それぞれに託されており、住民それぞれが主体者となって、将来にわたり持続可能

な地域づくりの仕組みをつくっていくことがこれからの10年に課された責務といえます。

そこで生涯学習推進基本計画の改定にあたっては、第1次生涯学習推進基本計画の成果・課題等を検証・見直しを踏まえ、町民一人ひとりが社会的に包摂されるとともに、それぞれの生きがいづくりや自己実現の観点を踏まえ、次代のまちを担うひとづくり・コミュニティづくりを目指した新しい公共（地域）を支える原動力となる町のネットワークを担う人材の育成を図る生涯学習システムの構築を推進します。

2. 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度を初年度とし、令和11年度までの10か年です。

なお、社会環境の変化や住民のニーズ等を考慮し、中間期において主要事業の進捗状況について協議等を推進本部で実施し、推進協議会に諮り、必要に応じて見直しを行うものとします。

第1章 基本的な考え方

1. 基本方針

多可町で生活する人々が人生や社会に積極的な関心を持たなければ、町の発展は期待できません。そして、それは人が毎日どれほど元気でいられるかにかかっており、その元気を支えるのが生涯学習活動です。

生涯学習を推進していくことの意義は、「住民一人ひとりの生活が、心豊かで張りのあるものになること」を目指すことであり、そのことを通じて人と地域を活性化するところにあります。

また、生涯を通して絶えず新たな知識や技術を習得することは、豊かで生きがいのある人生を送ることにもつながります。

この計画では、「いつでも」「どこでも」「だれでも」学習活動やボランティア活動などに参加でき、お互いの活動を尊重し合いながら、気軽に交流を深められる生涯学習の環境づくりに努めます。

そして、学習活動を通じて得た知識、交流の広がりや、いきいきとした活気のある住みたいまちづくり・地域づくりに生かせるよう、行政が支援しながら、生涯学習を推進することをめざします。

2. 第1次多可町生涯学習推進基本計画の検証・見直し

第1次生涯学習推進基本計画で進めてきた5つの基本目標の主要施策の検証を関係各課及び推進本部において実施しました。その評価を4つの事項（「目標達成」「実施中・計画中」「実施できていない」「その他」）として、またその評価に対する見直しを5つの観点（「継続（維持）」「継続（拡充）」「継続（改善・検討）」「新規」「廃止」）としました。

（1）各目標別の検証

基本目標1「自ら学ぶ意欲づくり」啓発・広報・相談

町の持つ様々な情報発信機能を活用した取り組みを進めることにより生涯学習への関心は高まりつつありますが、情報が欲しい人に的確に届けられるようにする方法等が求められています。

基本目標 2 「楽しく学べる学習機会の充実」プログラム・ニーズ・学習の広がり

既存プログラム等の見直しを通して学習者のニーズに応えられるように進めています。多様化するニーズの中でさらなる工夫・改善（連携）が求められています。

基本目標 3 「充実した学習基盤づくり」学習支援のネットワーク化・学習施設の整備（充実）・調査

施設間の垣根を越えた連携等を通じた事業展開に努めてきていますが、民間や団体等との連携をさらに進めていく必要があります。

基本目標 4 「次代を担うリーダー等の育成」発掘・研修（育成）

学びの成果を適正に評価し生かせる仕組みづくりと地域の優れた実践的な人材を発掘するとともに、専門的な人材を育成する必要があります。

基本目標 5 「地域ぐるみの仕組みづくり」地域での仕組み・住民の主体的な学習活動

地域における人間関係の希薄化等の地域状況の変化が進む中において、共生の視点に立った人間関係の輪を広げ、つながりづくりを進めていく必要があります。

全体的には概ね取り組みが継続的に進められている状況にありますが、基本目標や主要施策に類似した事項や事業もあるので、整理し効率・有効化を図る必要があります。

また、少子・高齢化や地域の人間関係の希薄化等の変化が急激に進んでいることへの対応も含め、取り組みへのさらなる工夫が必要です。

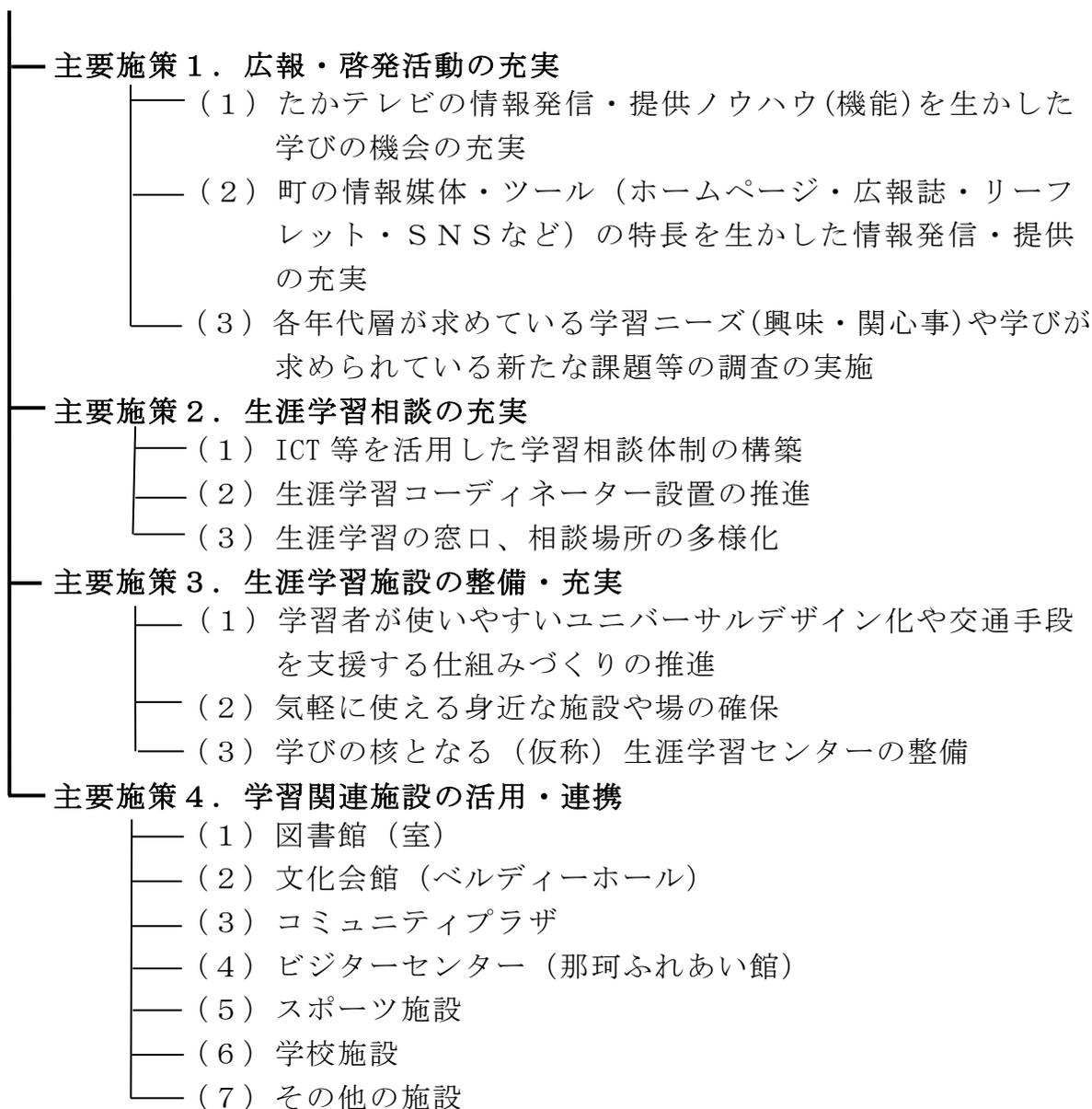
3. 基本目標

第1次生涯学習推進基本計画の検証・評価を踏まえ、第2次多可町生涯学習推進基本計画における基本目標を、次の4点に整理します。

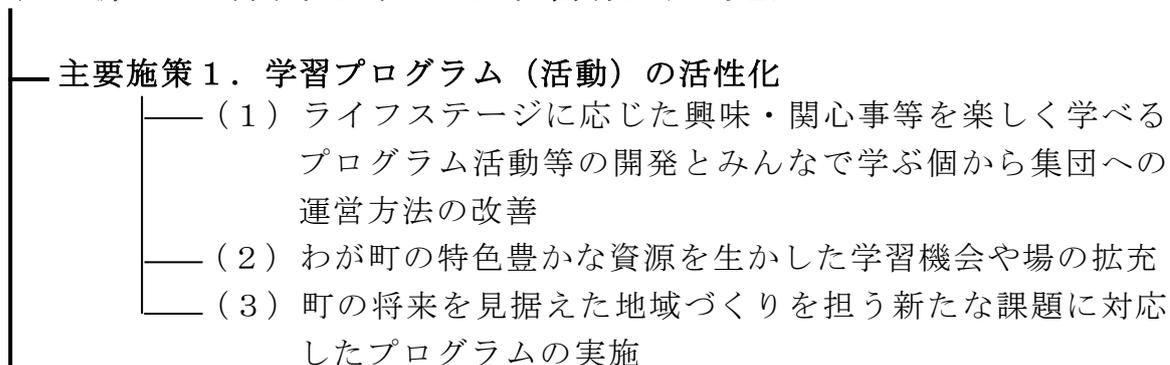
- 基本目標 1 学ぶ意欲を支援する学習環境づくり
- 基本目標 2 仲間と学べる学習機会の充実
- 基本目標 3 次代を担う人材の育成
- 基本目標 4 地域ぐるみの仕組みづくり

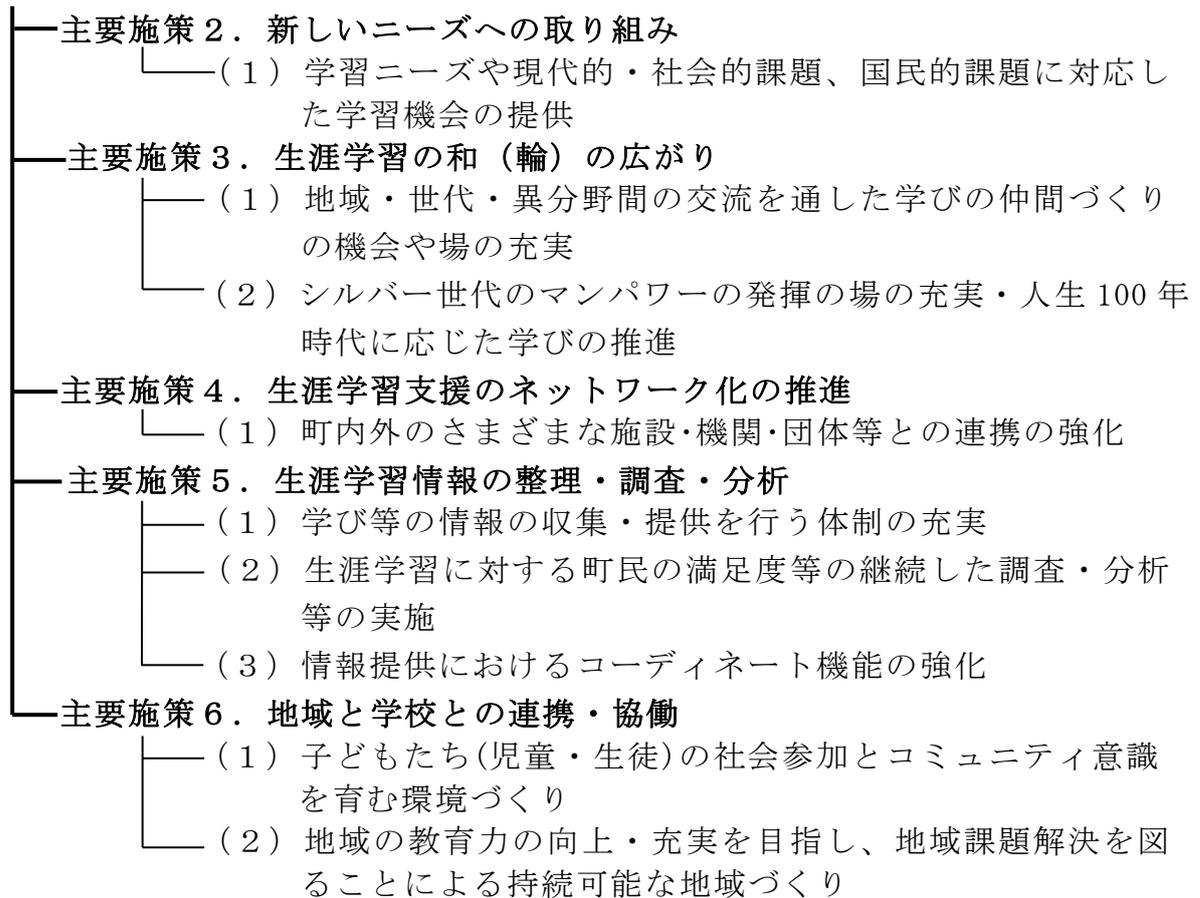
4. 施策の体系

基本目標 1 学ぶ意欲を支援する学習環境づくり

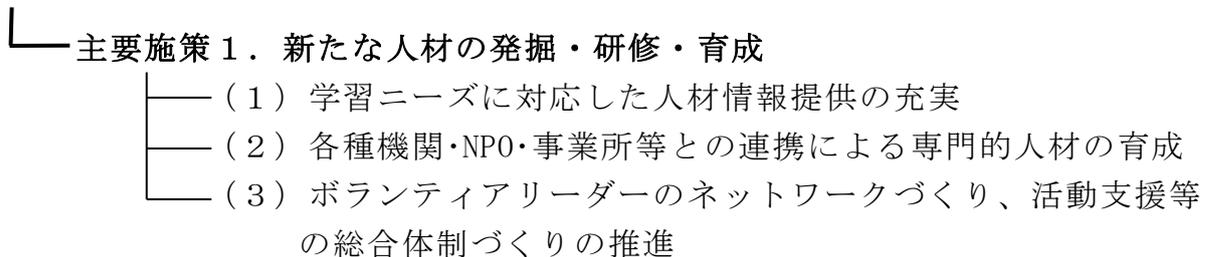


基本目標 2 仲間と学べる学習機会の充実

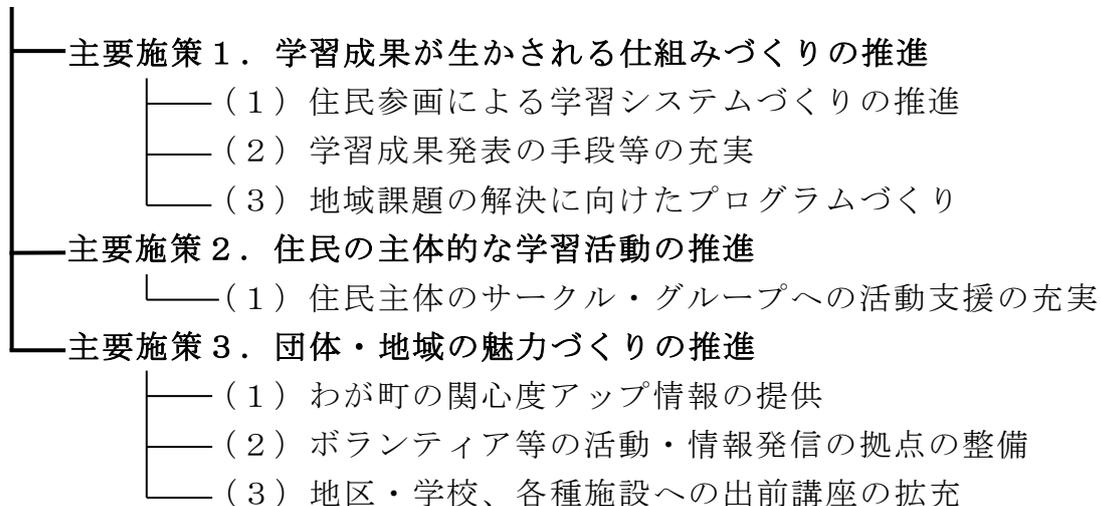




基本目標 3 次代を担う人材の育成



基本目標 4 地域ぐるみの仕組みづくり



5. 推進体制

第1次生涯学習推進基本計画の成果・課題を踏まえ、第2次の生涯学習施策をさらに進めていくためには、生涯学習に関わるすべての関係者による推進体制を確立することが求められます。

(1) 庁内における推進体制の機能の充実

町民と行政との連携及び効果的な施策展開を図るために設置された「生涯学習推進協議会」と町をあげて総合的に取り組むための全庁的組織として設置された「生涯学習推進本部」との役割を強化し、それぞれの組織の機能の充実を図り、生涯学習施策化を進めます。

また、すべての職員の生涯学習に対する一層の意識の高揚を図り、住民の意見（声）を取り入れた施策づくりを進めます。

(2) 住民参加・参画体制の強化

地域においてさまざまなまちづくりの活動や取り組みを行っている個人・グループ・団体・機関等とのネットワーク化を図り、行政との連携・協働の仕組みづくりを進めます。

(3) 町行政にかかわる職員の資質向上

すべての町行政にかかわる職員が町民の生涯学習の一翼を担っていることを意識し、常に資質の向上に努める必要があるため、職員に対しても生涯学習に関する研修の実施に努めます。

第2章 施策の方向と内容

基本目標 1

学ぶ意欲を支援する学習環境づくり

変化し続ける社会に対応していくためには、生涯にわたって学び続けることが大切であることや住民一人ひとりが自分の人生を充実したものにするためには、自ら学習しようとする意欲の高揚を図る必要があることなど生涯学習への啓発を進めてきました。

この10年を見ても少子化、高齢化は進み、地域社会を取り巻く環境も大きく変化しています。

また、人生100年時代を見据えた学びへの対応も必要となってきました。

これからの10年は、一人ひとりの学びが地域社会を支える力となる活動をつくる新たな生涯学習への環境づくりを進めるとともに、改めて自らが健康で心豊かな充実した人生を送るためにも常に生涯の各時期に応じていろいろな知識や技能を高めるなどの学びを実践していく意欲や生涯学習の意義への理解が全町民に受け入れられ、定着するように啓発への取り組みを引き続き進めます。

主要施策 1. 広報・啓発活動の充実

生涯学習を、知るための学習、何かをするための学習、何かになるための学習、ともに生きるための学習の4つととらえて、わかりやすい広報活動を行い「知って得する」「知らずに損する」生涯学習の意義と自ら学ぶ意欲を高めるための啓発活動を行います。

(1) たかテレビの情報発信・提供ノウハウ（機能）を生かした学びの機会の充実

取材・録画・編集などのノウハウを生かし、交通手段がなかったり、仕事などで時間がとれなかったりして講座や教室などに参加できなかった方への学びの機会の充実を図ります。

(2) 町の情報媒体・ツール（ホームページ・広報誌・リーフレット・SNS など）の特長を生かした情報発信・提供の充実

ホームページの即時性、広報誌の総合性、リーフレット・チラシ等の広汎性など、それぞれの情報媒体・ツールの持つ特長を生かし、さまざまな情報を気軽に得られるように工夫します。また、欲しい情報が欲しい人に届くように情報の発信の仕方や広報誌やたかテレビ、インターネット等の個々に届ける方法の工夫・改善に努めます。

(3) 各年代層が求めている学習ニーズ（興味・関心事）や学びが求められている新たな課題等の調査の実施

これまで継続して行われてきた「住民満足度調査」や文化・スポーツ・福祉等の分野別意識調査の結果等を通して、概観的な学習ニーズの把握からライフステージごとに対応した学習ニーズの把握にシフトするとともに、町の将来を見据えた地域づくりを担う新たな課題等の把握と啓発を進めます。

主要施策 2. 生涯学習相談の充実

幼児から高齢者まですべての人々が、いつでも、どこにいても相談できる仕組みをつくりまします。

(1) ICT 等を活用した学習相談体制の構築

家にいながら気軽に学習機会やサークル活動等の情報を得られたり、eラーニングを活用して楽しみながら学べたりできるコンピュータなどの通信ネットワークの体制を構築します。

(2) 生涯学習コーディネーター設置の推進

学びの機会と学びたい住民とのマッチングや場のセッティングを進めたり、地域で活動する個人やグループ等の出会いのコーディネート、ネットワークづくりを行ったりするためのマンパワーとなる社会教育士などの人材の育成や配置を進めます。

(3) 生涯学習の窓口、相談場所の多様化

生涯学習に関する相談ができる場をつくり、多可町ご当地キャラクター「たか坊・ふう子」を活用するなどして、抵抗感を少なくして気軽に相談にいける場所づくりを進めます。

主要施策 3. 生涯学習施設の整備・充実

すべての住民が、快適に学ぶことができるよう施設整備、改修を実施し、バリアフリー化、施設の有効活用を進め、年齢・性別・障害の有無等を問わず、学習しやすい施設の整備、充実を図ります。

(1) 学習者が使いやすいユニバーサルデザイン化や交通手段を支援する仕組みづくりの推進

使う人の立場にたち、できるだけ多くの人利用可能な施設・設備の整備の充実に努めるとともに、高齢者や障害者などの交通弱者に対する移動にかかる支援・手段の工夫や地域の状況にあわせた開催場所への配慮など、地域の互助・共助の視点を踏まえた改善を進めます。

(2) 気軽に使える身近な施設や場の確保

公的施設の利用しやすい環境づくりを維持します。

また、地域の公民館や民間施設等の活用が可能となる条件整備を進めるとともに、若い人たちが自主的に自由に活動できる場や機会を提供できるような仕組みづくりを進めます。

(3) 学びの核となる（仮称）生涯学習センターの整備

次代を担う人材を育成するためには、新たな人と人のつながりを創出し、つながりを生かすコミュニティづくりを進めることが重要です。

また、住民一人ひとりが社会的に包摂されるためには、住民の学びが、地域社会を支える大きな力となる活動をつくる、新たな生涯学習への環境づくりも求められます。

それには、住民がいつでも快適に学べ、各地域での活動の交流や相互支援「住民活動ネットワーク（住民・各種団体・グループ等の連携、協力体制、情報共有の場や交流の場）」として、活発に取り組み、住民力・地域力を高められる「住民の、住民による住民のための学びの場」（仮称）生涯学習センターの整備を進めます。

主要施策 4. 学習関連施設の活用・連携

町内にある生涯学習関連施設の持つ特長や機能を生かした学びの機会や場の

提供を進めるとともに、各施設の得意分野を生かした連携プログラムの開発やネットワークを生かした企画・運営等を進めます。

(1) 図書館（室）

多様化するニーズに合わせて、目的に応じた資料や情報を提供するとともに、さまざまな付加価値に出会える魅力的な場所づくりを進めます。

また、子どもの読書活動の推進や視覚障害者の読書環境の整備に努めます。

(2) 文化会館（ベルディーホール）

文化会館を拠点として、鑑賞型、普及・育成事業、参加型・創造型事業、出前講座を展開していくとともに、町民の文化活動や交流・発表の場の提供を進め、文化芸術の振興を図ります。

(3) コミュニティプラザ

利用者の立場から一層の利便性、効率性に富んだ施設運営に努めるとともに、生涯学習の場の提供に努めます。

(4) ビジターセンター（那珂ふれあい館）

地域の歴史遺産についての調査・研究の成果を各種体験メニュー、出前講座、セミナー、展示等に還元し、新たなメニューの開発、わかりやすい講座の開催、歴史や文化を体感できる機会の創出に努めます。

(5) スポーツ施設

地域のスポーツ・レクリエーションの拠点として、いつでも、だれでも気軽に楽しめるよう活動内容の充実などのほか、スポーツ・レクリエーションの振興に努めます。

(6) 学校施設

学校施設の開放を通して町民の活動の場の提供に努めるとともに、学校支援ボランティア等の地域住民が子どもたちの学習を支援する機会の提供・充実に努めます。

(7) その他の施設

こども園などの民間教育施設やラベンダーパーク・道の駅・余暇村公園・エーデルささゆりなどの観光施設、杉原紙研究所などの伝統技能保存施設など、さらには文化・スポーツ・ボランティア活動等の各種団体等と協力・連携した体験学習の推進を図るとともに、地域の学習関連施設の活性化に努めます。

基本目標 2

仲間と学べる学習機会の充実

「生涯学習」は、人が自発的意思に基づき、必要に応じて自分に適した手段・方法を選んで、生涯を通じて学びを続けていくことが求められますが、“学びを始める、続けていく”ということは口でいうほど容易にはいきません。

一人では学びへのきっかけがつかめなかったり、あきらめてしまったりすることでも、友だちやグループなど互いに励まし合う仲間がいれば、楽しくもなります。

学習場所等の充実という段階から人と人とのつながり、仲間づくり、地域づくり等の充実を図る新たな学習機会づくりというステージへの展開を進めます。

主要施策 1. 学習プログラム（活動）の活性化

プログラムの更なる充実と多様化する学習ニーズに応えるため、世代間・学習レベルに応じたプログラム（活動）の充実に努めるとともに、地域性豊かな学習機会の充実を図ります。

(1) ライフステージに応じた興味・関心事等を楽しく学べるプログラム活動等の開発とみんなで学ぶ個から集団への運営方法の改善

- ① 各年代層によって違いのある「求める知識や身につけたい技術・技能等」に対応したオーダーメイド的なプログラムの開発を進めるとともに、参加方法・実施方法など幅広い選択肢を設定し、学習を続けていけるような工夫を図ります。
- ② 学びの提供から発表の場までの連続性のあるプログラムの展開を図ります。

(2) わが町の特色豊かな資源を生かした学習機会や場の拡充

三つの発祥（山田錦・杉原紙・敬老の日）のふるさと、自然・食・産業等の先人から受け継いだ資源を生かした体験・創作・活動型の多可町再発見プログラム等を積極的に実施します。

(3) 町の将来を見据えた地域づくりを担う新たな課題に対応したプログラムの実施

ふるさと多可町が将来にわたり持続可能な町にするための基盤づくりを進めるために新たな地域の課題解決に向けた学びの機会を通して人と人とのつながり、地域間のつながり、新たな出会いを進め、多層的・多元的なコミュニティづくりを進めるためのプログラムを実施します。

主要施策 2. 新しいニーズへの取り組み

社会の変化に柔軟に対応するため、生涯学習に関する新たな住民ニーズを調査・分析し、ニーズに応じた学習プログラム（活動）の充実を図るとともに、現代的、社会的課題に応じた学習機会を提供します。

(1) 学習ニーズや現代的・社会的課題、国民的課題に対応した学習機会の提供

急激な少子化・超高齢化、情報通信技術の発達、グローバル化等の社会変化は急激に進んでいます。

これらは、多可町においても町自体の持続ができるかという人口減少や団塊世代の後期高齢者急増、格差社会等の課題、また、国際化による外国人居住者の増加に対応する多文化共生の地域づくりや大規模災害多発等の課題に対し町をあげて住民一人ひとりが知恵を出し合って、その解決に向けた取り組みが求められています。

そのためには、町民に知らせるべき課題を積極的に情報発信し、課題の共有化を図ることが大切です。そして、“私たちのまちは 私たち一人ひとりが創る”という町の基本姿勢のもと、ともに生きるまちづくりを進めていくとともに、町民一人ひとりの生きがいづくり、自己実現を進める学習ニーズへの対応等もあわせ、町民みんなで取り組んでいこうとする環境整備を進めます。

主要施策 3. 生涯学習の和（輪）の広がり

学びは、人と人とのつながりでもあり、地域を越え、世代を超え、分野を超えて、交流の輪を広げ生涯学習の新たな展開を図ります。

(1) **地域・世代・異分野間の交流を通じた学びの仲間づくりの機会や場の充実**

他市町、関係機関と連携し、相互の学習プログラム（活動）などの情報交換を行い、学習者の交流の機会を設けます。

(2) **シルバー世代のマンパワーの発揮の場の充実・人生 100 年時代に応じた学びの推進**

高齢者層の自らの経験やノウハウを生かして、環境・子育て・福祉などの多様な生活活動に対して、地域貢献ができる機会や場の提供を積極的に進めます。

主要施策 4．生涯学習支援のネットワーク化の推進

各種学習機関が連携し、それぞれが保有する学習資源や情報をつなぎ、効果的に情報を提供します。

また、町内のみだけでなく、他市町ともネットワークを結び、情報交換や交流の場を設け、あわせて身近な地域に隠れた人材を発掘し活用します。

(1) **町内外のさまざまな施設・機関・団体等との連携の強化**

インターネット・コンピュータ等の情報機器・情報網を利用した相互の連絡体制を強化し、効率性を高め、省力化を図ります。

主要施策 5．生涯学習情報の整理・調査・分析

拠点施設からの情報発信だけでなく、たかテレビ等メディア、ホームページを活用し、わかりやすい情報の提供を行い、広範な参加を促します。

また、各団体等の活動を的確に把握し、統一的な基礎資料を作成し、生涯学習相談に応じます。

(1) **学び等の情報の収集・提供を行う体制の充実**

既存の防災行政無線や防災ネット等のインターネットサービス機能の活用の推進、双方向仕様等のハード面での充実を図ります。

(2) 生涯学習に対する町民の満足度等の継続した調査・分析等の実施

学習成果の発表を推進する方法・手立てをどのように進めていくかの検討を進めていく上で「住民満足度（幸福度）調査」の「あなたにとって、幸福な生活のために必要なこと」の調査を蓄積していくことは重要であり、併せて他の分野の調査データとクロスチェックすることにより施策づくりに生かすことが可能となります。

(3) 情報提供におけるコーディネート機能の強化

個人、サークル・グループ、団体等の活動情報の収集・整理・提供を担う機関の ICT 機能を充実し、情報のマッチングとコーディネート機能を強化します。

主要施策 6. 地域と学校との連携・協働

地域全体で次代を担う子どもたちの成長を支える仕組みづくりを進め、子どもたちが地域社会において生き生きと文化・芸術やスポーツ活動に親しんだり、ボランティア活動等のコミュニティ活動に取り組んだりすることを通して、地域コミュニティの一員としての自覚と絆を育む環境づくりを地域と学校とが一体となって進めます。

(1) 子どもたち（児童・生徒）の社会参加とコミュニティ意識を育む環境づくり

学校教育の枠を越えた地域とのパートナーシップを図り、子どもたちが積極的にさまざまな社会活動に取り組める地域交流活動の機会や場の創出、自主的な地域活動に取り組めるコミュニティプログラムづくりや活動できる環境づくりを地域と学校が連携・協働して進めます。

（社会に開かれた教育課程）

(2) 地域の教育力の向上・充実を目指し、地域課題解決を図ることによる持続可能な地域づくり

地域の住民や団体がそれぞれの知見、経験、課題等を共有し、ネットワーク化することにより、地域住民等による学校支援活動、放課後の支援活動、地域文化活動を通して、子どもたちも地域コミュニティの一員としての主体者になれるように進めます。

基本目標 3

次代を担う人材の育成

少子化・超高齢化がさらに進む将来にそなえて、持続可能で活力ある町を守るためにも一人ひとりがそれぞれの個性を大切にするとともに、持てる力を発揮し、人と人とがつながっていくことが重要です。

そこで、“新たな人と人とのつながりを創出する”、また、“そのつながりを生かすコミュニティづくりを進める”、ことに期待される新しい公共を支える原動力となる町のネットワークを担う人材の育成に努めます。

主要施策 1. 新たな人材の発掘・研修・育成

地域にはまだまだ優れた技術、技能、知識を有される人材が豊富に存在するので、その発掘を積極的に行います。

(1) 学習ニーズに対応した人材情報提供の充実

社会の変化が早まる中で人々の興味・関心事や新しく生まれる社会の課題はますます多様化と複雑化が進み、学びを始めたい人にとって方向づけをしてもらえる、支援してもらえるナビゲーターやインストラクター役を担う人材情報も得られるように現行の人材バンクシステムの改善（バージョンアップ）を図ります。

(2) 各種機関・NPO・事業所等との連携による専門的人材の育成

幅広い学習ニーズから選択できるように防災、福祉、環境、健康等の分野の専門機関・NPO・事業所等と連携・協同して、専門分野の知識や技能を有する人材の育成を進めます。

(3) ボランティアリーダーのネットワークづくり、活動支援等の総合体制づくりの推進

① 活躍する場所や機会を探している人や地域の活動や行事・イベント等に参加したいと思っている人への呼びかけ等を行う機関・団体等の連携ネットワーク化を図り、求める側と求められる側のマッチングのための総合体制を整備します。

② Uターン・Iターン・Jターン者を対象にし、郷土づくりに関心ある人材を広く募集する公募制等を導入して、地域で活躍するリーダーを育て、地域おこし協力隊や協定大学等との連携も進めます。

基本目標 4

地域ぐるみの仕組みづくり

人間関係の希薄化や家族形態の変化を背景に地域や社会ではこれまでの地域社会等のつながりや支え合いによるセーフティネット機能の低下が新たな課題となっています。何よりこのことは将来にわたりわが町が持続できるような仕組みを、町をあげて進めていくことが求められています。

これからの「生涯学習」は、町民一人ひとりの生きがいをづくりや自己実現の観点とともに、豊かな地域づくり・コミュニティづくりに資するものとして捉えた仕組みづくりを進めます。

主要施策 1. 学習成果が生かされる仕組みづくりの推進

学びと実践の一体化を図りながら、様々な学習に取り組むことができるよう、学習成果を生かす環境づくりを進めるとともに、住民が互いに認め合い、学習成果を共有し、交流できる場を充実させます。

(1) 住民参画による学習システムづくりの推進

学習プログラムの企画等に住民の参画を積極的に進めるために、プログラムスタッフの募集を行ったり、各分野の委員会や団体等による参加を得たりするなどの参画を推進するシステムづくりを進めます。

(2) 学習成果発表の手段等の充実

発表の形（・学習成果を生かした指導者・学習成果物の公開等）に多様性を取り入れて、「いつでも、どこでも」の発想から、発表したい人に情報を提供したり、成果記録としてデータ保存したり、いつでも閲覧、公開できる体制の充実を図ります。

(3) 地域課題の解決に向けたプログラムづくり

さらなる急激な地域の変化（人口減少社会・地域共生社会等）や自然環境の変化（大規模災害多発）等の現代的課題に対して、住民が主体者である地域コミュニティを活用した地域互助による協働・助け合いのまちづくりを進める活動プログラムづくりに町をあげて取り組むとともに、住民一

人ひとりの生活や命が守れる「持続可能な地域コミュニティのあるまち、住みたいまち」の実現に向けた学習プログラムの構築を進めます。

主要施策 2. 住民の主体的な学習活動の推進

住民一人ひとりが社会的に包摂され、主体的に自らの目標を持って学習活動ができるように、個々の学習グループ等への支援を充実させるとともに、地域や各グループ間の交流の機会を提供します。

(1) 住民主体のサークル・グループへの活動支援の充実

制度的な支援が届きにくい個人や少人数のサークル・グループ等が自主的・継続的に活動に取り組めるように、世代ごとの付き合いやコミュニケーションができるような支援制度の充実を図ります。

主要施策 3. 団体・地域の魅力づくりの推進

各種団体や地域での活動の充実と一層の魅力付けのために、現状の把握に努め、そこで活躍している人材の発掘を図ります。

(1) わが町の関心度アップ情報の提供

3つの発祥のまち（杉原紙、酒米山田錦、敬老の日）という多可町ならではのオンリーワン資源のさらなる付加価値づくりや自然の景観、祭り、郷土芸能等を生かした新たなオンリーワンづくりに取り組むとともに、知名度を高める情報発信、情報提供、情報活用を積極的かつ継続的に進めます。

(2) ボランティア等の活動・情報発信の拠点の整備

情報発信したくてもノウハウがない、発信する設備がない、活動したくても機材等がない、不足しているなど物的・人的な問題解決に向けて、共同で使える拠点施設の整備を進めます。

(3) 地区・学校、各種施設への出前講座の拡充

活動の範囲を広げることを通して、さまざまな交流の輪ができたり、人間関係が広がったりすることにより地域コミュニティづくりを進めます。

資 料 編

多可町生涯学習推進協議会設置要綱

平成18年5月25日

告示 第42号

(設置)

第1条 多可町生涯学習推進協議会（以下「推進協議会」という。）は、生涯学習の推進に関する事項について協議するとともに、生涯学習推進施策の普及啓発に努めるものとする。

(推進協議会)

第2条 推進協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 関係機関及び団体から選出された者

(3) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 推進協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

5 会長は、推進協議会を統括する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

7 推進協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(特別委員会)

第3条 推進協議会は、必要に応じ、推進協議特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置することができる。

2 特別委員会の委員は、4～5名とする。

3 特別委員会の委員は、会長が指名する。

4 特別委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、生涯学習課に置く。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

多可町生涯学習推進本部設置要綱

平成18年2月1日

訓 令 第 1 号

(設置)

第1条 多可町の生涯学習に関する施策を計画、立案、連絡、調整し、総合的に推進するため、生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長、技監、推進員及び社会教育主事（以下「推進員等」という。）をもって組織する。

2 本部長は町長、副本部長は副町長、教育長とする。

3 推進員は、理事、技監、総務課、財政課、企画秘書課、定住推進課、生涯学習課、税務課、住民課、生活安全課、健康課、福祉課、産業振興課、商工観光課、建設課、上下水道課、会計課、議会事務局、教育総務課、学校教育課、こども未来課、小学校、中学校代表管理職をもって構成する。

4 社会教育主事については、アドバイザーとして参画する。

(部会)

第3条 推進本部に、企画連絡調整部会を置く。

2 企画連絡調整部会の委員は、推進員の中から本部長が指名する。

3 企画連絡調整部会に部長1名、副本部長2名を置き、部会員の中から互選する。

(検討事項)

第4条 推進本部は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 生涯学習基本構想の確立に関すること。
- (2) 生涯学習関連施策の体系化に関すること。
- (3) 生涯学習関連施策の推進方法に関すること。
- (4) 関連部局の施策・事業に関する情報交換及び協力
- (5) 職員の研修に関すること。
- (6) その他生涯学習まちづくりの推進に関すること。

2 企画連絡調整部会は、推進本部の事業推進のため、企画、連絡調整、連携に関する事項について協議、検討し、推進本部に提案する。

(推進員等の責務)

第5条 推進員等は、第4条第1項に掲げる事項を検討するほか、必要に応じ、多可町生涯学習推進協議会等に参画し、相互に連携を図りながら生涯学習によるまちづくりの推進に努めなければならない。

(会議)

第6条 推進本部会議は、本部長が招集する。

2 企画連絡調整部会は、部長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、生涯学習課において行う。

附 則

この訓令は、平成18年2月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第6号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月29日訓令第9号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日訓令第3号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年11月22日訓令第9号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日訓令第8号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

平成 30・令和元年度多可町生涯学習推進協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

	氏 名	所 属 団 体 等	備 考
1	橋 尾 哲 夫	議会議員	～R1.12.3
2	篠 原 伊 佐 雄	区長会	H31.4.1～
3	吉 田 英 雄	区長会	～H31.3.31
4	白 石 千 恵 美	婦人会	
5	吉 川 吉 盛	老人クラブ連合会	
6	植 山 晶 子	文化連盟	
7	藤 本 進	身体障害者福祉協会	H31.4.1～
8	西 田 義 孝	身体障害者福祉協会	～H31.3.31
9	藤 田 め ぐ み	P T A 連絡協議会	H31.4.1～
10	藤 原 智 樹	P T A 連絡協議会	～H31.3.31
11	伊 福 弘 幸	子ども会育成連絡協議会	H31.4.1～
12	上 月 淳 好	子ども会育成連絡協議会	～H31.3.31
13	高 原 誠	社会福祉協議会	
14	木 俣 美 代 子	教育委員	R2.1.1～
15	藤 田 裕 子	教育委員	～R1.12.31
16	大 矢 徹	県立学校（多可高等学校）	
17	吉 田 重 徳	小学校長代表（杉原谷小学校）	
18	高 見 英 明	中学校長代表（中町中学校）	
19	◎松 本 壽 朗	有識者	
20	○橋 詰 もり子	有識者	
21	藤 原 雅 則	住民代表	

◎：会長 ○：副会長

萬 浪 佳 隆	生涯学習アドバイザー	
---------	------------	--

岸 本 裕 介	社会教育主事	
---------	--------	--

事務局：多可町役場 生涯学習課

令和元年度多可町生涯学習推進本部会議推進員名簿

本部長 町長 吉田 一四
 副本部長 副町長 笹倉 康司
 副本部長 教育長 岸原 章

	氏 名	所 属	備 考
1	高 橋 篤 志	技 監	
2	西 川 陽 子	総 務 課	
3	藤 田 賢 嗣	財 政 課	
4	杉 原 延 宏	企 画 秘 書 課	
5	畑 中 俊 裕	定 住 推 進 課	
6	窪 田 敏 弘	税 務 課	
7	藤 田 幸 子	住 民 課	
8	中 里 尚 子	生 活 安 全 課	
9	藤 本 恵	健 康 課	
10	小 西 幸 子	福 祉 課	
11	安 平 裕 美	産 業 振 興 課	
12	笹 倉 敏 弘	商 工 観 光 課	
13	伊 藤 淳 也	建 設 課	
14	梅 田 康 宏	上 下 水 道 課	
15	小 林 多 紀 子	会 計 課	
16	高 橋 敏	教 育 総 務 課	
17	神 崎 進 吾	学 校 教 育 課	
18	吉 井 美 和	こども未来課	
19	荻 野 隆 之	小 学 校 代 表	中町南小学校
20	竹 中 裕 貴	中 学 校 代 表	八千代中学校
21	岸 本 裕 介	社 会 教 育 主 事	アドバイザー

事務局：多可町役場 生涯学習課

第2次多可町生涯学習推進基本計画策定の経過

生涯学習推進協議会

委員会等	開催年月日	内 容
第1回	平成31年3月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・多可町における生涯学習事業について ・生涯学習推進基本計画改定について
第2回	令和元年5月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・多可町における生涯学習事業について ・生涯学習推進基本計画改定について
第3回	令和元年6月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・先進地視察 丹波市役所
第4回	令和元年8月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習推進基本計画（案）等について （ワークショップ）
第5回	令和元年10月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習推進基本計画（案）等について
第6回	令和元年12月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習推進基本計画（案）等について
第7回	令和2年2月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習推進基本計画（案）等について ・多可町における生涯学習事業について

多可町生涯学習推進本部会議

委員会等	開催年月日	内 容
第1回	令和元年5月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習推進基本計画等について
第2回	令和元年7月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次生涯学習推進基本計画評価と見直しについて
第3回	令和元年11月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習推進基本計画（案）等について
第4回	令和元年12月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習推進基本計画（案）等について

生涯学習推進協議会・調整会

委員会等	開催年月日	内 容
第1回	平成31年2月4日	・第2次生涯学習推進基本計画策定等について
第2回	平成31年4月25日	・第2次生涯学習推進基本計画策定等について ・先進地視察について
第3回	令和元年7月3日	・生涯学習推進基本計画（案）等について
第4回	令和元年9月18日	・生涯学習推進基本計画（案）等について
第5回	令和元年11月21日	・生涯学習推進基本計画（案）等について
第6回	令和2年2月3日	・生涯学習推進基本計画（案）等について

用語解説

ページ	用語	解説
1	セーフティネット	<ul style="list-style-type: none"> ・「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。すなわち社会保障の一種である。 (ウィキペディア)
	共生社会	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。 (文部科学省HP)
2	社会的包摂	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的に弱い立場にある人々をも含め市民ひとりひとり、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支え合う考え方のこと。社会的排除（しゃかいてきはいじょ）の反対の概念である。 (ウィキペディア)
	コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク上における情報交換を目的とした団体、または情報交換を目的としたネットワークそのもののこと。 (ASCII.jpデジタル用語辞典)
5	SNS ソーシャル・ネットワーキング・サービス (social networking service)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。 (デジタル大辞泉)

ページ	用語	解説
5	ICT アイシーティー (Information and Communication Technology)	・情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT (Information Technology)」に代わる言葉として使われている。海外では、ITよりICTのほうが一般的である。 (ASCII.jpデジタル用語辞典)
	ユニバーサルデザイン	・障害の有無に関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。 (大辞林 第三版)
	プラザ	・広場。市場。 (大辞林 第三版)
	ライフステージ	・人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階。 (大辞林 第三版)
6	マンパワー	人間の労働力。人的資源。(大辞林 第三版)
9	eラーニング	・コンピュータを利用した教育や学習。 (デジタル大辞泉)
13	グローバル化 (グローバリゼーション)	・世界的規模に広がること。政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大することをいう。 (大辞林 第三版)
17	Uターン	・自動車などが U 字形に回って、来た方向に引き返すこと。転じて、前の状態に戻ること。逆もどり。 (大辞林 第三版)
	Iターン	・都会生まれの人が、地方に移住すること。 (デジタル大辞泉)
	Jターン	・大都市の大学を卒業した者が、生まれ故郷に近い地方中核都市などに就職すること。 (デジタル大辞泉)